

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（瓦礫等の発生量及び保管容量に関する変更）に係る面談
2. 日時：平成28年12月28日（水）13時30分～14時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
伊藤特殊施設審査官、小野係員
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー 担当1名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、平成28年12月12日の面談におけるコメントについて、資料に基づき説明があった。
 - 一時保管エリアAAに容器を4段積みして約10.4mもの積み上げ高さで一時保管することについて
 - ✓ 一時保管エリアAAに保管する瓦礫の表面線量率は0.001mSv/h以下であり、屋外集積を行う表面線量率の目安値（0.1mSv/h）に比べて1/100程度のレベルである。万が一容器の転倒・落下により内容物が容器から出たとしても、屋外集積している状況と変わらない。
 - ✓ 一時保管エリアAAの周辺は、覆土式一時保管施設、同施設関連資機材又は使用済保護衣等が収納されたコンテナがあるのみで、原子炉に直接影響のある設備はない。
- 原子力規制庁から、一時保管エリアAAにおいて積み上げ高さを約10.4mで一時保管することの安定性評価の実施の要否については内部で検討する旨再度伝達した。

6. その他

資料：

- 瓦礫等一時保管エリアの新設・変更・廃止及びドラム缶等仮設保管設備の廃止について